

地域再生支援利子補給金（内閣府）：【A2004】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方再生を推進するためには、地域の創意工夫や発想を活かして行われる各種の事業に対して、国や地方公共団体が的確な支援措置を講ずることが必要であり、特に、これらの事業を実施するための資金を低利で融資することは、円滑な事業実施に繋がり、地域再生に効果的な支援策となっています。

本制度は、事業者に対する貸付けを行う金融機関であって、内閣総理大臣から指定を受けたもの（以下「指定金融機関」という。）に対して、政府が、予算の範囲内で利子補給金を支給するものです。

A) 地域再生に資する事業の内容

地域再生に資する事業として、地域再生法施行規則（以下「規則」という。）及び地域再生支援利子補給金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表第1で規定するものを対象とします。

B) 利子補給金の支給の対象となる金融機関及び金融機関の指定要件

利子補給金の支給の対象となる金融機関は、規則に規定するものとし、当該金融機関が利子補給金の支給を受ける場合には、規則で規定している要件を備えた金融機関であることを明らかにした上で、内閣総理大臣から指定を受ける必要があります。

② 利子補給金の支給に当たっての利子補給率

内閣府告示で定める利子補給率（0.7%以内）とします。

③ 利子補給金の支給期間

利子補給金の支給期間は、指定金融機関が事業者に対し、最初に貸付けを行った日から起算して5年間とします。また、地域再生計画に掲げる計画期間は、当該支給期間を含めた期間となります。

④ 支援措置に係る必要な手続及び必要な事項

(1) 地域再生計画の認定に必要な記載事項

A) 地域再生計画の目標を達成するために行う事業の内容

地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する事業として、交付要綱別表第1で規定する事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業（以下「地域再生支援貸付事業」という。）であって規則で規定する金融機関により行われるものに関する事項を具体的に記載してください。

B) 交付要綱の別表第1で規定する事業の種別等

A) の交付要綱の別表第1で規定する事業の中で、当該地域再生支援貸付事業として資金の貸付を行う事業の種別及び内容を記載してください。

また、利子補給金の受給を予定する金融機関名について記載してください。

C) B) の資金の貸付を受けて実施される事業について、雇用機会の創出その他地域

活性化への具体的効果等見込みについて記載してください。

利子補給金の支給を受けて実施されるB)で記載する事業としては、地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼす事業である必要がありますが、この「経済的社会的効果」を判断する指標として「雇用機会の創出」は地域再生の推進の効果として客観的・直接的に顕在することから重視しているものです。よって、地域再生計画の認定申請にあたっては、B)の事業を実施するために創出される雇用機会や投資誘発等について、見込まれる効果・積算の根拠を具体的に記載してください。なお、後日、具体的効果等の実績についてこちらから直接質問する場合もございますので、ご協力よろしくお願いいたします。

#### D) 地域再生計画に掲げる計画期間

利子補給金の支給期間と地域再生計画に掲げる計画期間との関係は、上記③で記したとおりです。

したがって、利子補給金を支援措置として掲げる地域再生計画の計画期間については、当該利子補給金の支給期間を考慮して定めてください。

なお、事業の特性等により指定金融機関が事業者に対して貸付けを行う時期が特定できないなど地域再生計画の計画期間に利子補給金の支給期間を考慮することが困難である場合や、特別の事情がある場合には、当該計画期間の記載方法について内閣府地方創生推進事務局までご相談ください。

(2) 金融機関の指定申請その他利子補給金の支給を受けるための手続等は、規則及び交付要綱に記載しているとおりです。

#### (3) その他

指定金融機関は、利子補給金の支給を受ける間、事業者が実施した事業による雇用創出等事業効果について別途報告していただくことになります。

また、指定金融機関は、交付要綱で規定する報告を内閣総理大臣に提出することになり、内閣総理大臣が必要と認める場合には（実施する事業に虚偽等があるなど）、指定金融機関に対して、監査を行う場合があります。

なお、地方公共団体は、指定金融機関の指定要件である地域再生協議会の構成員について、可能な限り事業者の意向にご配慮願います。

#### ⑤ 地域再生計画の認定申請に当たって必要な書類

利子補給金の支給を予定している金融機関について、その名称その他当該金融機関の概要が分かる資料（ディスクロージャー誌等）を添付願います。

#### ⑥ 当該支援措置を活用できる時期について

詳細は交付要綱に委ねますが、指定金融機関の指定及び事業者の推薦を受けた後に、当該金融機関により地域再生支援貸付事業が行われた後に当該支援措置を活用することができます。

なお、平成25年4月より、利子補給金の「集中受付制度」を導入しており、当該支援措置の活用のためには、集中受付期間内にエントリーすることが必要となっておりますのでご注意ください。詳しくは、「内閣府地方創生推進事務局」のホームページ

(<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kankei.html>) をご覧下さい。

## 特定地域再生支援利子補給金（内閣府）：【D2001】

少子高齢化・人口減少等の社会経済情勢の変化に対応した地域の再生を図るため、地方公共団体の取組に対して施策を重点的に実施すべき政策課題を、特定政策課題として政令で定め、特定政策課題の解決に資する事業に対して重点的に支援措置を講ずることとしました。

本制度は、認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第4号イに規定する事業を行う事業者に対して貸付けを行う指定金融機関に対し、特定地域再生支援利子補給金（以下1-1において「利子補給金」という。）を支給できることとする制度です。

### ① 支援措置の内容

#### （1）制度概要

本制度は、指定金融機関に対して、政府が、予算の範囲内で、利子補給金を支給するものです。

#### A) 特定地域再生に資する事業の内容

特定地域再生に資する事業として、法第5条第4項第4号イ及び交付要綱別表2で規定するものを対象とします。

#### 【法第5条第4項第4号イに規定する事業】

- ①地域住民の交通手段の確保のために行う事業
- ②地域住民の健康の保持増進に資する事業
- ③地域における子育て支援及び地域住民に対する生活支援に関する事業
- ④地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業
- ⑤地域において使用されていない施設を活用して地域住民の生活の利便性の向上又は地域における雇用機会の創出に資する事業
- ⑥その他内閣総理大臣が地域における特定政策課題の解決に資すると認める事業

#### B) 利子補給金の支給の対象となる金融機関及び金融機関の指定要件

利子補給金の支給の対象となる金融機関は、地域再生法施行規則（以下「規則」という。）に規定するものとし、当該金融機関が利子補給金の支給を受ける場合には、規則で規定している要件を備えた金融機関であることを明らかにした上で、内閣総理大臣から指定を受ける必要があります。

#### （2）利子補給金の支給に当たっての利子補給率

内閣府告示で定める利子補給率（0.7%以内）とします。

#### （3）利子補給金の支給期間

利子補給金の支給期間は、指定金融機関が事業者に対し、最初に貸付けを行った日から起算して5年間とします。また、地域再生計画に掲げる計画期間は、当該支給期間を含めた期間となります。

② 支援措置に係る必要な手続及び必要な事項

(1) 地域再生計画の認定に必要な記載事項

A) 地域再生計画の目標を達成するために行う事業の内容

特定地域再生に資する事業として、交付要綱別表第2で規定する事業であって指定金融機関から当該事業を行うのに必要な資金の貸付を受けて行われるもの（以下「特定地域再生事業」という。）に関する事項を具体的に記載してください。

B) 交付要綱の別表第2で規定する事業の種別等

A)の交付要綱の別表第2で規定する事業の中で、当該特定地域再生事業として資金の貸付が行われる事業の種別及び内容を記載してください。

また、特定地域再生事業を行う事業者名について記載してください。

C) B)の資金の貸付を受けて実施される事業について、具体的効果等見込みについて記載してください。

利子補給金の支給を受けて実施されるB)で記載する事業としては、特定政策課題の解決に資する効果を及ぼす事業である必要がありますが、この効果を判断する指標として当該事業等が特定政策課題の解決にどれくらい効果を及ぼしているか、見込まれる効果・積算の根拠を具体的に記載してください。

なお、後日、具体的効果等の実績についてこちらから直接質問する場合もございますので、ご協力よろしく申し上げます。

D) 地域再生計画に掲げる計画期間

利子補給金の支給期間と地域再生計画に掲げる計画期間との関係は、上記①(3)で記したとおりです。

したがって、利子補給金を支援措置として掲げる地域再生計画の計画期間については、当該利子補給金の支給期間を考慮して定めてください。

なお、事業の特性等により指定金融機関が事業者に対して貸付けを行う時期が特定できないなど地域再生計画の計画期間に利子補給金の支給期間を考慮することが困難である場合や、特別の事情がある場合には、当該計画期間の記載方法について内閣府地方創生推進事務局までご相談ください。

(2) 金融機関の指定申請その他利子補給金の支給を受けるための手続等は、規則及び交付要綱に記載しているとおりです。

(3) その他

指定金融機関は、利子補給金の支給を受ける間、事業者が実施した事業による雇用創出等事業効果について別途報告していただくこととなります。

また、指定金融機関は、交付要綱で規定する報告を内閣総理大臣に提出することになり、内閣総理大臣が必要と認める場合には（実施する事業に虚偽等があるなど）、指定金融機関に対して、監査を行う場合があります。

③ 当該支援措置を活用できる時期について

詳細は交付要綱に委ねますが、指定金融機関の指定及び事業者の推薦を受けた後に、当該金融機関により特定地域再生事業に対する貸付が行われた後に当該支援措置を活

用することができます。

なお、平成 25 年 4 月より、利子補給金の「集中受付制度」を導入しており、当該支援措置の活用のためには、集中受付期間内にエントリーすることが必要となっておりますのでご注意ください。詳しくは、「内閣府地方創生推進事務局」のホームページ (<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kankei.html>) をご覧下さい。